

令和2年度 第5回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和2年9月2日(水)

1 開 会

2 議 題

(1) 参考人意見聴取

(2) その他

3 閉 会

令和2年度 第5回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和2年9月2日(水)

No.1 茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文

…P223

(三) 登録船舶職員養成施設の名称 海上保安学校

(一) 代表者の氏名
(変更前) 栗津 秀哉
(変更後) 江口 圭三

(二) 変更年月日 令和二年四月一日
(四) 登録船舶職員養成施設の種類 一般財団法人日本船舶職員養成協会

(一) 代表者の氏名
(変更前) 鶴野 泰孝
(変更後) 中村 達朗

(二) 変更年月日 令和二年六月二十九日
(三) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第四十の十の規定により次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四十の十二第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日
(一) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称 海上保安大学校
(一) 代表者の氏名
(変更前) 下野 浩司
(変更後) 鹿庭 義久

(二) 変更年月日 令和二年四月一日
(二) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称 海上保安学校
(一) 代表者の氏名
(変更前) 栗津 秀哉
(変更後) 江口 圭三

(三) 変更年月日 令和二年四月一日
(三) 登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十七条の十七において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

(一) 登録海技免状更新講習実施機関の名称 一般財団法人日本船舶職員養成協会
(一) 代表者の氏名
(変更前) 鶴野 泰孝
(変更後) 中村 達朗

(二) 変更年月日 令和二年六月二十九日
(二) 登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第九條の七の四において準用する第四十の十の規定により次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第九條の七の四において準用する第四十の十二第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日
(一) 登録海技免状更新講習実施機関の名称 一般財団法人日本船舶職員養成協会
(一) 代表者の氏名
(変更前) 鶴野 泰孝
(変更後) 中村 達朗

(二) 変更年月日 令和二年六月二十九日
(二) 登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十三條の三十において準用する第十七條の五の規定により次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三條の三十において準用する第十七條の十五第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日
(一) 登録海技免状更新講習実施機関の名称
(変更前) ポート免許講習センター株式会社
(変更後) MIRAI PRESS 株式会社
(二) 登録海技免状更新講習事務所を行う事務所の所在地
(変更前) 東京都八王子市東町一四一
(変更後) 東京都渋谷区円山町五番五号N avi渋谷V3

(三) 変更年月日 令和二年四月十六日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

(一) 登録海技免状更新講習実施機関の名称 株式会社ミナモト
(一) 代表者の氏名
(変更前) 鶴野 泰孝
(変更後) 中村 達朗

(二) 変更年月日 令和二年六月十八日
(二) 登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第八十四條の四において準用する第四十の十の規定により次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四條の四において準用する第四十の十二第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日
(一) 登録海技免状更新講習実施機関の名称
(変更前) ポート免許講習センター株式会社
(変更後) MIRAI PRESS 株式会社
(二) 登録海技免状更新講習事務所を行う事務所の所在地
(変更前) 東京都八王子市東町一四一
(変更後) 東京都渋谷区円山町五番五号N avi渋谷V3

(三) 変更年月日 令和二年四月十六日
(三) 登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十三條の三十において準用する第十七條の五の規定により次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三條の三十において準用する第十七條の十五第二号の規定により、公示する。

令和二年九月一日
(一) 登録海技免状更新講習実施機関の名称
(変更前) ポート免許講習センター株式会社
(変更後) MIRAI PRESS 株式会社
(二) 登録海技免状更新講習事務所を行う事務所の所在地
(変更前) 東京都中央区日本橋三三十四
(変更後) 東京都港区芝浦四二二二一

(三) 変更年月日 令和二年六月十八日
(三) 登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三條第一項の規定に基づき電線共同溝を整備するべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
九州地方整備局長 村山 一弥
九州地方整備局 道路の種別 路線名 区間
一般国道 34号 鳥栖市田代大宮町字下町87番3から同市鎌田町字大木394番2までの上り線

最低賃金の改正決定に関する公示
秋田労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和2年9月1日
秋田労働局長 甲斐 三照
第4号中「1時間790円」を「1時間792円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金(昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和2年9月1日
茨城労働局長 小奈 健男
第4号中「1時間849円」を「1時間851円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金(昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和2年9月1日
栃木労働局長 藤池 龍哉
第4号中「1時間853円」を「1時間854円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金(昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和2年9月1日
埼玉労働局長 増田 龍郎
第4号中「1時間926円」を「1時間928円」に改める。



茨城労働局発表
令和2年9月1日(火)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	青木 豊			
	室長補佐	川野 義光			
	電話	029-224-6216			

茨城県最低賃金は10月1日から時間額851円に
— 引上げ額は2円 —

茨城労働局長は、令和2年10月1日から茨城県最低賃金を2円引上げ、時間額851円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 茨城県最低賃金の改正については、本年7月3日、茨城労働局長（小奈 健男）から茨城地方最低賃金審議会（会長 田中 泉）に諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月5日、現行の時間額849円を2円引き上げて（引上率0.24%）、851円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、令和2年10月1日から茨城県最低賃金を2円引き上げ、時間額851円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

- 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。

また、中小企業や小規模事業者における最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています（※）。

※支援措置についての問合せ先

茨城労働局雇用環境・均等室 029-277-8294

(参考)

茨城県最低賃金の改正額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金改定額	771円	796円	822円	849円	851円
対前年度引上率	3.21%	3.24%	3.27%	3.28%	0.24%
対前年度引上額	24円	25円	26円	27円	2円